

中部山岳地域における台湾メディア・インフルエンサー招聘事業業務 質問回答票

No.	質問事項	回答
1	<p>実施要領「11 その他（5）業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、海外観光客誘客推進協議会に属するものとする。」とありますが、本業務においては招聘したインフルエンサーが撮影、編集した写真、動画も著作権譲渡の対象となりますでしょうか。その場合、用途の指定やクレジット表記などの条件を定めることは可能でしょうか。また、譲渡後のインフルエンサー側の利用について制限は発生するのでしょうか。</p>	<p>インフルエンサーが撮影・編集した写真や動画も基本的に著作権譲渡の対象となります。用途の指定やクレジット表記などの条件や譲渡後のインフルエンサー側の利用については、業務開始後、県と協議してください。</p>
2	<p>仕様書の「5 事業内容 ①招聘内容 ア 時期及び日数」に記載の「令和8年9月頃までの実施」について、9月頃までとされている理由があればご教示ください。また、企画提案の内容によって実施時期が10月以降となる場合でも、提案対象として差し支えないでしょうか。</p>	<p>取材対象に立山黒部アルペンルート（11月末営業終了）を含むことを踏まえ、9月頃までとしておりますが、10月以降の実施でのご提案でも差し支えありません。</p>
3	<p>仕様書「5 事業内容 ①招聘内容 イ 被招聘者」について、「台湾からの誘客に効果的な現地メディア・インフルエンサー」との記載がございますが、こちらは台湾現地からの招聘（台湾出発）が必須という認識でよろしいでしょうか。例えば、日本国内在住でありながら、台湾向けに情報発信を行っているインフルエンサー・メディアを招聘することも可能でしょうか。</p>	<p>台湾からの誘客に効果的であれば、日本在住のインフルエンサー・メディアでも構いません。</p>
4	<p>仕様書「5 事業内容 ①招聘内容 オ 手配」で、宿泊について、一人一部屋とありますが、場合によって、一棟貸しなども可能でしょうか。</p>	<p>一棟貸しでも構いません。被招聘者が快適に過ごせるよう配慮してください。</p>
5	<p>仕様書「5 事業内容 ①招聘内容 カ 通訳案内士等及び同行者」について、通訳案内士等を手配とありますが、相当する技量があれば全国通訳案内士の資格を取得していないものが担当しても問題ないでしょうか。</p>	<p>相当する技量があれば、全国通訳案内士の資格を保有していなくても構いません。</p>
6	<p>仕様書「5 事業内容 ③招聘にかかる留意点」において、旅行保険の期間については、台湾の自宅出発時から自宅帰着までの期間と想定してよいでしょうか。また、補償内容は提案でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
7	<p>仕様書「5 事業内容 ④情報発信・本事業の成果として、被招聘者がWeb、現地メディア等にて実際に取材で訪れた地域の旅行を想起できるような記事または動画を、繁体字で作成すること。」とありますが、「Web、現地メディア等」には被招聘者（インフルエンサー）のSNSも含まれる理解でよいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。情報発信の内容（媒体、発信の時期、回数等）について具体的に提案をお願いいたします。</p>

中部山岳地域における台湾メディア・インフルエンサー招聘事業業務 質問回答票

No.	質問事項	回答
8	仕様書「8 期待する効果」について、被招聘者決定後、媒体接触者数、クリック数、クリック率等の目標値を算定するとありますが、どのような方法で算定される予定でしょうか。	目標値の算定方法につきましても、企画提案書内でご提案ください。なお、具体的には、被招聘者や招聘媒体の決定後、県と協議のうえ目標値を設定していただきます。
9	招聘するインフルエンサーについて、想定されているフォロワー数の目安や、重視しているSNS媒体（例：Instagram、YouTube等）はございますでしょうか。	想定しているフォロワー数の目安や、重視しているSNS媒体は、特にありません。本事業の趣旨を踏まえ、台湾からの更なる誘客に効果的な内容をご提案ください。
10	日本国内の移動について、地域通訳案内士に専用車の運行を依頼することは可能でしょうか。	道路運送法の順守や、安全な事業実施を前提として可能ですが、詳細は業務開始後、県と協議してください。
11	申し込みした会社名に関わらず、実際の事業内容としてメディア宣伝分野も含まれていれば、本事業への応募は可能でしょうか。	実施要領「6 プロポーザル参加資格要件」に記載の要件を満たしていれば、本事業への応募は可能です。